

■再編等に関する実施計画（案）

令和7年 月

施設棟番号	D-2		所管部署	教育部	スポーツ推進課	スポーツ推進係
施設分類	大分類	スポーツ・レクリエーション施設	中分類	スポーツ施設	小分類	
施設名称	秋川体育館					
所在地	あきる野市二宮683				敷地面積(㎡)	12,370.5
延床面積(㎡)	6,006.01	構造	RC造	建築年度	1979	経過年度 46

計画期間	令和8（2026）年度～令和17（2035）年度					
①事業の概要	設置根拠：あきる野市体育施設の設置及び管理に関する条例 設置目的：体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。 サービスの概要：体育施設及びこれに附属する設備の提供。体育施設における体育、スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及事業の実施など。					
②事業の現状	・利用状況としては、子どもから高齢者まで幅広い年代が利用しており、平成27年度から令和元年度までの年間平均利用者数は約171,000人となっている。（令和2年度はコロナ禍による臨時休館や時間短縮により利用制限を行っており、利用者数は約82,000人まで減少している。） ・コロナ禍による利用者数の減少はあったものの、安定した利用者数を維持しており、市民のスポーツ活動の拠点施設として重要な役割を担っている。					
③将来的な事業のあり方（方向性）	・秋川体育館は中央公民館との複合施設となっており、体育室、武道場、トレーニング室及び公民館施設の貸出しを行っている。体育館及び公民館の利用については、利用者の目的や特性に応じて、誰もが快適に充実したスポーツ文化活動に取り組めるよう施設の整備を行っていく必要がある。 ・現状の利用者数からも、当該施設と同様の規模を備えた施設として維持していく。					
④事業の課題	・高齢者が増加していく中で、スポーツ活動に限らず、地域交流の場としての機能も求められていることなどから、施設の改修に当たってはバリアフリー化などを検討していく。 ・建築後40年以上が経過していることから、施設、設備等の老朽化が著しく、施設の利用に当たっての安全管理も課題となっている。 ・指定管理者側の負担も大きく、安全安心で快適なサービスの提供を継続的に実施していくために、市としても改修を行い施設を維持していく必要がある。					

⑤個別施設計画における施設の再編等の方向性(令和3年6月時点)	再編等の方向性	集約化、多機能化							
	保全の方向性及び実施時期の目安	大規模改修	平成16	建替え 又は 長寿命化改修	令和21	長寿命化後の建替え	—	(参考)建替え時 築年数	60
⑥再編モデル案検討のための施設特性整理	利用対象	市民一般			備考	・市外者も利用可能である。			
	需要傾向	利用需要変化なし				・コロナ禍で一時は減少傾向に転じたものの、コロナ禍前の利用水準に戻りつつある。			
	規模適正度	時間帯により余剰スペースあり				・土日祝日は大会等でほとんど空気がない状態であり、平日は時間帯によっては空きがある状態である。			
	建物活用	多目的利用検討可能		○		・避難所などとして利用される可能性があることから、多目的利用も可能である。また近隣の施設と連携したサービスを提供することにより、サービス水準の向上が期待される。 ・スポーツ振興の拠点の一つであり、複合化・集約化に伴う施設整備等によりサービス水準の向上や利用促進が期待できる。 ・スポーツ施設であり、賃貸物件での運営は困難である。			
		複合化・集約化によるサービス水準の向上が期待される		○					
		設置目的と異なる使用状況あり		×					
		単独機能での建物利用が望ましい		×					
		賃貸借物件での運営も可能（市有物件での運営は必須ではない）		×					
		投票所機能		○					
		避難所機能		○					
	敷地所有	市有地				—			
	都市計画法規制	市街化区域				・第一種中高層住居専用地域に指定されている。			
	利用圏域	広域（複数自治体）				・市外者も利用することから利用圏域は広域になっている。			
広域化可能性	すでに広域化している			・市外者の利用もあることから近隣自治体との共同設置や共同運営は期待できる。					
機能重複度	利用圏域に同種・類似施設がある（民間施設）		×	・利用圏域に同種・類似施設があり、同様の事業も行っている。施設の利用状況から、利用者にとってはサービスの供給量を減らすことは望ましくない。また、施設同士の距離が離れている点にも留意する必要がある。					
	利用圏域に同種・類似施設がある（国・都・市施設）		○						
	利用圏域に同種・類似施設はない		×						
⑦施策との関連性	関連施策	第2次あきる野市スポーツ推進計画 基本目標5 スポーツに親しめる場の提供							
	説明	誰もが気軽にスポーツや運動に親しむことができる環境づくりに向けて、スポーツに親しむ場の整備や指定管理者と連携し、多様なニーズに対応できるよう施設の効率的な管理、サービスの向上を図るものである。							
⑧再編等の方向性及び修繕・改修等の考え方	【方向性】				(同時に行う対応)				
	集約化				(移転・廃止)				
	【再編方針】				【修繕・改修】				
	・屋内スポーツ施設（体育館等）集約化				・再編するまでの間、施設の老朽化や定期的な点検・診断結果に基づき、実施する。				
⑨計画実行のスケジュール	想定実施年度	想定対策内容			想定実施年度	想定対策内容			
	令和8年度以降	・屋内スポーツ施設（体育館等）を集約化する位置の検討			未定	・未定 （再編等の方向性に沿った具体的手法による）			
⑩計画実行に当たっての留意事項	・市内の屋内スポーツ施設（体育館等）を集約化（1拠点化） ・市内の屋内プール施設を集約化（1拠点化又は2拠点化） ・集約化の位置は同一又は別個を想定 【屋内スポーツ施設の集約化の位置の候補】 ・現秋川体育館敷地、現五日市ファインプラザ敷地、新事業用地 【屋内プール施設の集約化の位置の候補】 ・現市民プール敷地、現秋川体育館敷地、現五日市ファインプラザ敷地、新事業用地				—				
⑪計画実行後の課題	・集約化の位置が新事業用地である場合は、現施設の跡地の取扱いを検討する必要がある。 ・再編等の方向性に沿った方策（拠点の在り方をどうするかなど）を検討する必要がある。				—				